

「消費者問題シンポジウム in 大阪」実施報告

平成 31 年 3 月 27 日
消費者委員会事務局

- 開催日時 平成 31 年 2 月 2 日 (土) 13:30~16:30
- 開催場所 アプローチタワー13階貸会議室1・2号室
(大阪市北区茶屋町19-19)
- 主催 内閣府消費者委員会、全大阪消費者団体連絡会
- 後援 大阪府、大阪市、大阪弁護士会、大阪司法書士会
- 参加人数 約 60 人 (関係者含む。)
- プログラム

公開シンポジウム「高齢者の消費者被害の防止に向けて」

司会進行

二之宮 義人 内閣府消費者委員会事務局長

1. 開会挨拶

飯田 秀男 全大阪消費者団体連絡会事務局長

2. 基調講演「消費者委員会の活動と高齢者の消費者被害の防止」

講師：高 巖 内閣府消費者委員会委員長、麗澤大学大学院経済研究科教授

3. 報告「被害防止のための連携と近時の法改正」

報告者：川本 真聖 弁護士

4. パネルディスカッション

コーディネーター：薬袋 真司 弁護士

パネリスト：足立 百合奈 大阪府消費生活センター課長補佐

蟹瀬 令子 内閣府消費者委員会委員、

け・じャぽん・いんすたituto株式会社代表取締役

川本 真聖 弁護士

黒木 麻実 (公社)全国消費生活相談員協会関西支部副支部長

○パネルディスカッションの概要

「高齢者の消費者被害の防止に向けて」をテーマに、大阪府内の各自治体の取り組み状況や相談の現場における被害の事例を報告いただいたのちに、トラブルの未然防止や早期発見により救済につなげる方策や、そのために近時の法改正の内容では不十分と思われる課題等について御議論いただいた。

<主なコメント>

- ・ 事業者は法律を守ることによって事業が守られるので、法律はきちんと守ろうとしている。そのような事業者へ消費者契約法など改正された内容を早く情報提供し、CSセンターのメンバーに教育をしてもらうということがすごく大事になる。
- ・ 出前講座を各地で行っているが、そういう講座に参加をする人は意識が高く被害にあいにくい。そのような講座に参加をしない人たちの方が被害にあいやすく、どのように見守るかというのが重要である。たとえばシニアレジデンスをつくっているような事業者と連携をして、レジデンス内の壁（掲示板等）に情報を掲示してもらうという方法も有効ではないか。
- ・ 高齢者の見守りについては、高齢者の状況に応じた内容が重要となる。高齢者の一人暮らしであるとか高齢夫婦二人のみとかという同居する家族がいるかどうかでなく、訪問販売や電話勧誘販売は昼間の時間がほとんどのため、昼間に高齢者のみでいるのかどうかを判断基準にしてほしい。
- ・ 消費者安全確保地域協議会は、2020年3月までに人口5万人以上の全ての自治体で設置をするという目標があるが、ただ立ち上げるだけで休眠状態となつては意味がない。設置したあと、地域毎の色々な事情を考慮した工夫をすることで、継続的な活動とすることが重要である。
- ・ 消費者安全確保地域協議会には、市の方だけではなく外部の方にも入っていただくことが一つの鍵になると思う。外部の人が入ることで、役所内の業務分担や機関を超えた取り組みが期待できる。また、他の市町村の取り組みを知っている外部の人が入ることによって、他の市町村の取り組みをヒントにしやすくなる。
- ・ 平成30年の消費者契約法の改正によって、つけ込み型勧誘が含まれたことは評価できるが、非常に限定的に細かくなっていて、少し外れてしまうと、この法律が使えるのだろうかという疑問になってしまう。範囲の明確化や要件の限定をないがしろにはできないが、被害が実際に起きているので、一定の抽象化はやむを得ないのではないか。
- ・ 日弁連では昨年7月に、金融商品取引法の集団投資スキームに位置付けるとか、登録制を導入する等を内容とする、預託法の抜本的な見直しを求める意見書を提出した。お金を運用して増やし、増えた分を配当するといってお金を集めながら、実際にはまともに運用せず、以前からの出資者に配当を渡すことで発覚を先延ばしするようなポンジスキームと言われるパターンがあるが、このようなものには厳しく刑罰法規で対処するという必要ではないか。

- ・ 多数の被害者が出なければ立法しないという考え方からは脱却し、一人でも不公正な取引にあえば、その勧誘が不公正なのであれば、それを改めるという姿勢でいかないと校正な市場は出てこないし、後追いの規制になってしまうと思う。

○飯田秀男全大阪消費者団体連絡会事務局長からのシンポジウム総括

日本はこれから人口が減少する社会に入っていくと言われている。そういう社会の中で行政機能をどのようにつくっていくかということが議論の対象になってきつつある。

総務省の地方制度調査会では、その制度設計の話に入っており、今後の地方自治体のあり方の基調になろうとしている。その調査会の議論のキーワードは、極めて簡潔に言うと、連携とコンパクト化である。今日の議論のキーワードを2つあげるとするお連携と地域ということになろうかと思う。調査会の連携は、自治体間の連携であり、我々の議論の連携は地域のいろいろな構成員主体の連携の話であり、連携という言葉の意味合いは大分違う。

今日の議論の中で、主体的に関与する構成員によってその地域のあり方をつくっていく、あるいは連携をつくっていくという視点が非常に大事になってくるのではないかと感じた。

以上